



# 阿武郡報

第四十七號

大正六年十二月十九日第三種郵便物認可 (毎月一回二十五日發行)

## 目 次

- 農村開發と婦人の使命
- 庶 務
  - 一 大正八年度町村納税状況……………七
  - 一五、六月戸數割附加税納税状況……………一一
- 産 業
  - 一 阿武郡の稲作摸範田……………一二
  - 一 菜菔白菜の害虫と其の驅防法……………一四
  - 一 大正九年度狗孫醱製造状況……………二〇
  - 一 夏期鹽賣の概況……………二〇
- 兵 事
  - 一 大正九年度山口縣隊區徵兵事務概況……………二二



### 農村開發と婦人の使命

本誌は内務省囑託天野藤男氏の口頭に係り農村の開發及婦女子教養上裨益する所尠からざるを認め茲に録載して參考に資す

#### 一、青年會よりも處女會

歴史の舊い國には因襲が多い。文化の後れてゐる地方には殊に多い。農村の發達が後れてゐるのも、一つは、農民が舊習慣に囚はれて、新文化の方則を活用せぬからである。茲に私は、婦人方面の文化運動から進んで農事改良運動の必要を聊か陳べてみたい。

青年團の振興とか自覺とかいふことは、青年は固より

大正九年七月廿四日印刷  
大正九年七月廿五日發行

發行所 山口縣阿武郡萩町  
山口縣阿武郡萩町  
第二千二百六番屋敷  
印刷所 萩 馨 海 館

父兄も聞き飽いてゐることであるが、それにも増して必要なる處女會婦人會に就て政府や先輩の殆んど無關心であるのは甚だ以て迂遠の至りである。「青年會が完成してから處女會に手をつける」といつた先輩があるが、以て外の愚論である。私を以て露骨に言はしむれば、青年會が發達しないのは、處女が自覺しないからである。處女會は處女の爲にのみ切要でなく一面には青年の爲になくはならぬ機關である。更に適切に言へば、青年團をして有修の美を濟さしむるは處女會にして、處女會をして其の本旨を達成せしむるものは青年團であるのだ。

果然近年地方一般に處女會の著しき普及發達を見んとしつゝあるは、我等の殊に快心とする所にして、最近文部省が社會教育講習會を主催し、處女會の指導經營に就て演説する所ありたるが如き、一面地方の婦女團の目ざましき勃興發展に刺戟せられたる結果とも觀測すべく、内務省亦近年漸く地方婦人に向つて期待を拂はんとするに至つた。官吏の指導を待つは昔のことである。寧ろ官廳を利用して、地方婦女團體は各々地方の特色を發揮し其の主義の爲に活動せよ。

二、處女會と農村改良

青年團は修養の機關であるぞと大臣は訓令を發して教

へてゐるが、其の修養は須らく廣義のものではならぬ。「修養より事業へ」事業より修養へ兩者は二にして一、一にして二、之を截然と分別せうなど大人氣ない骨頂だ殊に農村青年團になると、寧ろ地方改良の補助機關として、大に施設事業を經營して貰ひたいのである。其と今一つは、自治行政の刷新、選舉の廓清、之を今の内から興味を以てやつて貰ひたい。徒らに訓練を強ひたり時代後れのお説教なんかやつて、青年の生々發辣の氣を沮喪せしめ血も血もない木伊良然たる偽君子を養成されては地方は迷惑千萬だ。

青年團と等しく處女會は、處女自身の修養より家庭改善地方改良に及び進んで婦人運動に發展するを以て使命の範圍とする。此の中處女自身の啓蒙施設に就ては姑らく措き、婦女と地方改良、農村開發に就て聊か實例其他を示して紹述したいと思ふ。

三、無識なる農村婦人

どんなに青年が、戸主が、父兄が農事開發に興味を懷き、農業に關する思想理想を持つてゐても、處女が、妻女が之に關して無關心であつては、農事の理想的發展は庶幾せられ難い、我邦の農事は、土地の關係から小規模であり、集約的であり、家庭的であり、園藝的である。

蒸汽機關を使用して沃野の收納をなすといふ様な組織でなく、兒女を携へ鄙歌を唄ひながら、屋前屋後に種子を蒔き、施肥するの類である。従つて其の農務は主婦處女、の範圍に属し其の勞務に俟つものが甚だ少くない。

然るに、現今の農家は主婦處女は科學的思想に乏しく研究心に缺け、發明心は尙更缺如してゐる。只先人の遺法を無意識的に踏襲して、年々歳々ひとつことを反覆して得々としてゐる。甚だしいのになると、折角戸主や青年が青年會、戸主會に於て學び來り應用せんとするを破壊せんとするものさへある農場と家庭との關係の濃やかなる我邦農家に於ては主婦處女に對する農事趣味の宣傳農事智識の開發は刻下の急務である。

農村處女會の重なる使命は、其の土地の處女の團建に依り、其の研究發明に俟つて、農事の開發を促進し、地方の充實を圖り、進んで住みよき、心地よき郷土の建設に參與するに存する。若し夫れ農村の青年團と處女會と一心同體となつて、愛郷心を高潮し、農事を促進したならば、理想的農村を造り得るであらうと思ふ。

四、搦手よりの農村實質運動

青年團に剛健實質を説くも、一方の處女を放任して、華奢の風尚を懐かしむるならば果して如何、儉素質實の

風を婦女の間に宣傳せば、青年の風氣期せずして更るであらう。先年岩代猪苗代地方を旅行せるに、妙齡の處女が皆股引様の「モンペ」なるものを穿てるを目撃した。聞く所に依れば、結婚式の盛装にも、この「モンペ」を着用するといふことである。是は降雪が人事に及ばせる影響であるが、敢て天界の不可抗的の刺戟にのみ因らずに、人の力を以てかくの如き一種の規約を作り風尚を興し、以て健全なる風尚を作興することは更に意味深いことであるが、婦女團體が綿服着用を規約し、一齋に實行しつゝあるが如き、或は冠婚費の制限を設定しつゝあるが如き即ちその一例である。農事運動ではないが近頃處女會が一人格卑しく二酒を飲み三花柳病に罹れる青年との結婚をなさざるべき一種の同盟を作りつゝある地方があるが、その青年を反省刺戟するの大なること、青年に向つて品性の涵養を力説するの功績に優ること千万倍である農村の女子を恫口にし、農事に關する趣味と、研究心と創造性を涵養することは、搦手よりの農村改良の秘訣である。而して農村婦女團はその使命を遂行すべく誕生した。

五、三重縣の誇り

三重縣婦人は一体に農事に長じてゐると思はれるが、其は青年團、處女會のみの働きでなく、府縣農會の努力與て大に力あるを實地に視察して感じたのである。縣農會技師美濃部鏘次郎君、は多年縣農事に奉職し、農事の爲の農事開發を説かず先づ以て農民の心の啓發に重きを措いてゐるらしい點を尊く感じた、同縣は處女會の發達に於て全國有數の地であるが、別に婦人農會が設けられ、又屢々婦人農事講習會も催はされてゐるのである。婦人農會は、農家主婦に對して農事に必要なる智識を與へ實地の練習をも爲さしむる組織で、各郡下に設立され、婦人農事講習會は、農閑期一週内外を期し、同様の目的を以て教習されつゝある。講習證書の如き頗る洒瀟な体裁である。

然るに農村女子家政學校が縣農會の主張の許に、試験的に名賀郡古村に創設せられ、一月二十日より開校の運に至り、略々左記學科に就き教習を施しつゝあるは、更に同縣の誇りである。

農業と植物及び化學の應用、土壤と肥料、蔬菜と果樹作物と病蟲害、養蠶、養鶏と畜牛、家事、衛生、裁縫生徒は高等小學校卒業以上の學力を有するものにつき、町村農會の推薦したる者を採用し、寄宿舎を設けて

自治的共同生活の訓練をも積ましめてゐる。

是は甚だ面白い計畫で、早晚起らねばならぬことである。三重縣が先鞭を着けられたことを流石に先見の明があると思ふ。近き將來此の種の施設が續々全國に普及されねばならぬ。三重縣に於ては、女子家政學校と稱してゐる、是れ一種の女子農民學校である進んでは、地方に女子農民高等學校乃至女子大學校を設くるに至らんことを望むのである。地方に教化機關が乏しく、青年も娘も都會に集注し都會的の文明を吸収して肝心の郷里を忘れ、こうして日本をして頭腦のみ過敏に肥大した不統な一不調和なことにしてつた。大自然を活ける教科書とし教材とし、其處に偉大なる教訓と信念と靈性を發見し、體得し沈着にして崇嚴なる農村文明を開拓し進んで以て都會の不純を一新更生するの大抱負を有する農民女子大學の創設は、近き將來に於て必らず計畫されねばならぬ。

私は先般三越樓上に開催された農民美術展覽會を見て驚異した。農民美術展覽會は、信州辰野在神川村の青年及處女が農耕の傍、自然の資材資料を以て土瓶敷き、盆筆立、人形より半襟、テールかけ杯と製作せるもので其の天然自然より感得せる一種の幻影を印象化し藝術化

せる点よ、一種無限の雅趣あるを發見する。柏の朽葉のハラリと落下せるを、そのまゝ、盆の模様とせる如き、或は野のいばらをそのまゝを圖案化して手袋にぬひとれるが如き、何等修飾なき所自ら韻致を帯んで捨てがたい。會期三日間にしてこの無名青年男女の作品は全部賣約済となつたのである。之に勢を得て、發起者は、將來地方に農民美術學校を建設するの計畫ありと聞く。眞の偉大なる美術は農民に依り、農村より生れなければならぬ又眞に雄大壯嚴なる文學も都會のものでなくして、寧ろ地方農村から作り出さねばならぬ。我等は農民文明の將來に嚮望する。

六、婦人團體の運動のかすく

には農村女子巡廻家事學校が存する。是亦縣農會に於て、郡町村農會と聯絡を保ち、農閑時節を岩手縣一週内外、農村處女主婦に對し、主として農事會の家事の講習を授くるの制度にして、多きは數百名以上の講習會員を算せざることなく、講習員に對しては終業後にも常に連絡を保ち教習の効果を徹底してゐる、之が爲に一度該講習を受けたるものは、地方の先覺として重きを成すといふ。婦人の見聞を弘めることも重要なことである。大分

縣日田郡農會は、毎年數回農事見聞の女子視察團體を組織し、農事試驗場優良麥作地其他を實地視察すること數年に及び、多大の効果を收めてゐるといふ。又三重縣に於ては大地主の夫人の參集を求め、地主夫人懇談會を開催し、地主の夫人としての種々なる打合せをしたといふことである。深窓に生長し、召使を隨使して、何等世事に接觸せず、偶婦人會を組織すれば、服を装ふの社交的婦人會のみなる地主夫人の現況に於て、小作指導の談合の如き亦特筆に値する。

其他各府縣に於て農事に關する婦人團體の施設は甚だ少くない。殊に近年青年團に提携して土地の改良に盡力しつゝあるは、亦快心の至である。即青年團が神田を設置すれば、處女會員挿秧の勞を取るが如き、處女會が菜園を營めば、青年團が優良種子を提供するが如き、是である。この二團體は農村の双子葉である。双方健全に芽生え生長せねばならぬ。

七、女學生と農村の娘との握手

地方農村に適當なる指導者なしとは、屢々聞く地方の嘆聲である。さりとて地方の實情を知らざる官吏や、自稱指導者や、翻譯行政家に、地方を搔き廻はされることは、却つて害がある。希くは、其の土地の資産家の令嬢

などをして最高の智識を都市に學修せしめ、退いて地方に安住し、都市と連絡を保ちつゝ、地方婦人の啓蒙運動に献身的奉仕されんことを望む。是れ理想的の指導者である。之に學士其他の學識ある青年を配して、相共に地方の進善に貢献せしめ、小作人と共に社會政策を實行するが如き、機運を作ること愈以て至妙であらう。

地方婦人と都市婦人との連絡を圖るの方法としては、一方に處女會員の農閑期都市見學を徳澤指導し女學校と握手せしむると共に、他面には、都市の女學校をして地方に見學旅行をなさしめ、土地の婦女團體と交歓し、進んで養蠶、製茶、茶摘等農村夫人の生活を實地に見聞せしめ、汗の價値を知らしむることである。又夏季冬季の休暇には、力めて郷里其他の農村に歸郷又は旅行せしめ、地方婦女との接觸を督勵し、種々の農村調査を爲さしめよ。地方の娘と町の女學生とが互に嫉視對峙してゐる間は、眞の融和は期すること出来ぬ。働くものは皆尊く貴婦人であらねばならぬ。貧しき家に生れて尙且つ地方改良に志す小農の處女こそ眞に御國の寶なれ。

八、教師も田植する女學校

將來は處女會をして女學校らしくすると共に、女學校をして處女會らしくすること、是も必要であると思ふ。

處女會らしき女學校の實例として、滋賀縣愛知郡には、女子實業學校がある、君の爲に尊き清き血を流せ、親の爲に貴き汗を流せ、人の爲に熱き涙を流せといふが、教養の三信條で、生徒は農事一切を爲し、勞働奉仕を以て訓練の標準としてゐる。一時「馬糞を拾ふ女學生」として新聞で評判になつた女學校は即是である。

尙之と双壁ともいふべきは、廣島縣小縣郡新庄村の私立新庄女學校である。此校は、殆んど島根縣と廣島縣との分水嶺に位し、海拔一千尺の高原に設けられてゐる。予は昨年五月親しく同校を視察した。生徒僅かに百人、學校の中心は女子大學卒業の豊島朝子女史で他に數名の熱心なる教師が生徒と寢食を共にしつゝ、修道に専念してゐる土地が既に山深い農村である。教師は自然を好愛し親土主義を信條とする篤志家の集りである。校風燦然として輝き、學校の内外に一種の清新の空氣の横溢せるを直覺した。

試みに學校の教育方針を見るに(學事一覽)

本校は自覺ある農村の婦女の養成を以て目的とするものなれば、之が徹底を期せんが爲、卒業後も自ら研究的態度を以て農村を愛し、農家の使命を自覺して其の開發に殉せんとする根本的心身の修練を主とす。

教授の方法の如き、自治自動の主義に則り、學理を背景として極めて實用的ならしめんことに努め天與の教材たる自然の研究又は實習なきによりて實際的興味を涵養し、特に個性啓發の方法に留意し、以て時勢の要求に應せんとする人物の養成を謀り、遠大なる教育の目的に副はんとす。

とある。又校訓歌として

教ふるも教へらるゝも學柱

ひとつ心に立つべかりけり

すがたこそ深山がくれの朽木なれ

心は花になさばなりなむ

の二首を日夕朗吟しつゝ、修徳に資しつゝある。

生徒は固より教師に至る迄田植、除草、施肥、灌漑等に從事して、嘗て顔色を成したるものもない。全く勞働を以て命としつゝ田園趣味の洗禮に浴せるものである。試作地あり、蔬菜園あり、養鶏場あり、生徒は之を活ける教材資料としてゐる。生徒と教師とは姉妹の如きも親密の裡自ら禮讓あり、和氣霽然として一大家族を成すの様は、よその見る目も床しい限りである。自然に親しみ勞働を勵む彼女等の間には、嫉妬や猜疑はない。皆信じて合ひ、度し合ひ助け合つてゐる。卒業生の連絡も濃密で

母校を第二の家として絶えず校門を出入してゐる、附近の處女會の中心ともなつてゐる。

私はこういふ特色ある女學校が各地に設けられ、芳しい香りを附近に放ち、次第に地方の開發を平和の裡に進めてゆきたいと思ふ。

庶務

大正八年度町村納税狀況

大正八年度に於ける本郡内納税狀況は町村當局一般の努力と一面町村民の自覺とに依り國、縣、町村各税を通じて著しく改善の蹟を見る殊に大正七年度中各税共に完納せるは椿、明木、三見、佐々並、地福、六島見島の七ヶ村なりしが八年度は更に高俣大井須佐の三ヶ村を加へ十ヶ村を數ふるに至れるは喜ぶべきことなりとす今之を七年度に比較するときは賦課税額に於て三割強賦課人員に於て三分弱を増加せり而して滞納實人員は合計四百八人に於て之を七年度の千六十二人に比して五百九十五人を減せり尙滞納歩合を賦課税額及賦課人員の萬分比として算出するときは七年度は税額に於て七十四圓人員に

大正八年度縣稅滯納總人員は二百十六人にして前年度に

町村名	國稅滯納者 (大正八年度)		
	八年度滯納 人員	七年度滯納 人員	七年度比 増減
萩	九	九	△
川上	一	一	△
篠生	一	一	△
嘉年	一	一	△
高俣	一	一	△
吉部	一	一	△
福川	一	一	△
福賀	一	一	△
須佐	一	一	△
小川	一	一	△
合計	二一	二一	△

備考 増減欄△は減を示す  
椿郷東分、椿、山田、三見、明木、佐々並、生雲、地福、徳佐、紫福、大井奈古、宇田郷、彌富、田万崎、六島、見島の十七ヶ村は七年度も滯納者なし

▼縣稅

町村名	縣稅滯納者 (大正八年度)		
	八年度滯納 人員	七年度滯納 人員	七年度比 増減
萩	三八	二二	△
椿東	四	一	△
山田	一	一	△
川上	一	一	△
篠生	一	一	△
生雲	一	一	△
徳佐	一	一	△
嘉年	一	一	△
高俣	一	一	△
吉部	一	一	△
福川	一	一	△
紫福	一	一	△
合計	三九	二七	△

比し五百七十人を減せり殊に滯納者の三割六歩強は所在不明のものに屬す而して前年度中完納せるは椿、三見、明木、佐々並、地福、六島、見島の八ヶ村なりしが本年度に於て山田、高俣、吉部、大井、須佐の五ヶ村を追加し別表の如く順調なる成績を示しつゝあり

於て二百二十五人なりしが八年度は税額に於て二十圓人員に於て二十五人なるか故に結局前年度に對比して税額に於て五十四圓人員に於て二百人を減せる譯あり就中滯納者四百十八人の内百四十三人即ち滯納總人員の三割四分強は滯納の原因が所在不明に屬するものなり尙之を細別すれば左表の如し(參考資料参照)

税目	賦課税額並人員		
	八年度 税額 人員	七年度 税額 人員	七年度比 増減
國稅	三三、〇九〇	六、四三九	△
縣稅	二七、〇七五	八三、七二六	△
町村稅	四〇七、六三二	八四、六七三	△
計	八三四、九七三	九三、〇六六	△

由來國稅は別表の如く納税成績比較的良好なりとす即ち大正八年度に於ける國稅滯納者の總計は十三人にして之を七年度の六十八人に比較するときは四十七人を減少せり然れども前年度中完納せる村は椿郷東分、椿、山田、三見、明木、佐々並、川上、篠生、生雲、地福、徳佐、紫福、大井、奈古、宇田郷、彌富、田万崎、六島、見島の十九ヶ村なりしか八年度に於て更に嘉年、高俣、吉部、福川、須佐、小川の六ヶ村を加へたると曩に完納村たりし川上、篠生の二ヶ村に滯納者ありたることにより差引結局二十三ヶ村の完納村を算ふるに至れり

税目	滯納歩合 (萬分比)		
	八年度 人員	七年度 人員	七年度比 増減
國稅	二一	一三	△
縣稅	三三	一五	△
町村稅	二六	七六	△
計	二〇	三三	△

紫福	吉部	徳佐	生雲	町村名	五月納期戸數割附加税
一、二七〇	一五〇	七、五八〇	圓三〇〇	滞納金額	滞納因由別人員
一	一	一	一	所在不明貧困怠慢	計

五六月納期戸數割附加税納税状況

五月納期に於て戸數割附加税を徴収するもの十八ヶ村とす内山田、三見、生雲、地福、徳佐、嘉年、高俣、福川、田万崎、見島の十ヶ村は年度内二期に分徴する其の前期にして明木、吉部、紫福、大井、福賀、彌富、須佐、小川の八ヶ村は年度内四期に分徴する其の第一期に屬する納税状況左の如し

福賀	須佐	彌富	小川	田万崎	合計
二	一	八	三	九	四二五
四	二	一	一	一	一六〇
一	一	一	一	一	八二八
一七	一	五	一五	一八	一〇二
三	二	四	一六	二〇	三二七
八	二	七	四	四	二二六

福賀	須佐	彌富	小川	田万崎	合計
一八、九一〇	一、二八〇	二七、二五〇	五、七四〇	五、七四〇	八四一
一	一	一	一	一	八
八	一	一	一	一	二
一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一八

六月納期に於て戸數割附加税を徴収するもの九ヶ村内萩、椿郷東分、椿、篠生、六島の五ヶ町村は二期徴収なるか故に其の前期分とし佐々並、川上、奈古、宇田郷の四ヶ村は四期徴収に係り其の第一期分にして納税状況別表の如し

六月納期戸數割附加税

町村名	滞納金額	所在不明貧困怠慢	計
萩郷東分	一六六、六二〇	一六	一六
篠生	七二一、八九〇	一	一
計	八七八、五一〇	一七	一七

備考 椿、佐々並、川上、奈古、宇田郷、六島の六ヶ村は滞納者一人もなし  
萩町は納期一ヶ月繰延へ七月とせり

大井	奈古	宇田郷	福賀	須佐	彌富	小川	田万崎	合計
一	一	一	二	一	四	三	七	八二五
一	一	一	三	一	一	一	一	一五五
一	一	一	一	一	一	一	一	八二二
一	一	一	一	一	一	一	一	二一六
一	一	一	一	一	一	一	一	七三三
一	一	一	一	一	一	一	一	五△△
一	一	一	一	一	一	一	一	一七

備考 増減欄△は減を示す  
椿、三見、明木、佐々並、地福、六島、見島の七ヶ村は七年度も滞納者なし

町村税

町村税は其の税目多岐に涉り殊に戸數割附加税の如き之が徴収上容易ならざるものあり従て當局苦心の跡想像に難からず然るに大正八年度の納税状況は別表の通にして其の成績甚だ良好なるを認む即ち滞納總人員は二百八十七人にして前年度の千十三人に比し七百二十六人を減し内三割三分強は所在不明に屬す尙前年度の完納村は椿、三見、明木、佐々並、地福、大井、六島、見島の八ヶ村

町村名	所在不明貧困怠慢其の他	計	七年度滞納者に比し増減
萩郷東	四四	四四	△
山田	八	八	△
川上	一	一	△
生雲	一	一	△
徳佐	一	一	△
嘉年	一	一	△
高俣	一	一	△
吉部	一	一	△
福川	一	一	△
紫福	一	一	△
奈古	一	一	△
宇田郷	一	一	△

町村税滞納者(大正八年度)  
にして八年度に於て更に山田、高俣、宇田郷、須佐の四ヶ村を増加し合計十ヶ村を數ふるに至れる如きは著しき進歩といふべし

小南	平丸	神角	下ヶ原	鍛ヶ原	鍋倉	秋鹿	西村	開作	西内谷	臺	下市	中市	區市	區市	區市	東市	内市	御所	坂手	市場	領家	山龜	神龜	上半久
杉原梅五郎	堀儀一	大谷丈吉	板垣一雄	彌政庄一	彌政茂八	吉村爲治	田村孫助	山根米藏	白松重助	板垣義八	河野染太	金子又五郎	伊藤長吉	森川末松	大野磯壽	石村松治	泉谷政太郎	戸山善市	山本一平	阿武悟七				
井戸	全	大迫	居坂	土居	神田	堂免	開籠	上鍛ヶ原	大久保	羽波	丸山	眞行	坪ノ内	藏田	大坪	田嶋	下山	三原	片山	下津根	宇津根	上津根	宇津根	
田原長治	中野勘市	倉田作造	佐伯熊藏	田中福松	佐伯増太郎	大伴音松	柴原長藏	倉増武一	伊藤勝一	桑見市太	白松守太郎	藤村七五郎	大石守人	岩本信親	金子貞介	松村友一	堀吉三郎	村田茂吉	三宅筆介	吉村惣一				
	大井村									紫福村														
	庄七尾	市重	永田	今木	小野田	中山	小西見	堀越	畑尾	長尾	船子	金子	中尾	景尾	山根	岸高	下野	吉野	上野	市野	火打原			
	阿武與市村	藤田二郎	金田勝次郎	安田彌太郎	加藤浴藏	金子眞吉	金子俊介	安野物隠	河野重吉	近江廣吉	羽鳥廣吉	大谷林穂	増野嘉祐	吉松直一	南野精治	大野俊虎	吉岡善吉	木村高登	矢次教圓	永田光廣	永安太一郎			
										奈古村														
	大刈	全	下柳	野地	全	上	全	全	宇久	木	坂本	市賀	羽賀	坂本	全	本郷	門前	後地	全	大井	馬場			
	茂刈淺二郎	末益次三郎	水津善吉	梅地政介	池山源吉	長山重太	小田儀平	小田五郎	田中勘太郎	伊藤準太郎	出羽吾一	福間吉作	藤林久太郎	池田末吉	山本菊次郎	久保田助友	松浦保	森重滿作	水津林吉	田中半次郎				

◎ 産 業

□ 阿武郡の稲作模範田

本部に於ては稲作の大増収を實現すべく郡直接の經營として保証付多收作模範田を郡内十ヶ村に涉り設置せるか各村農會に於ても此の方法に倣ひ郡内を通して十九ヶ村百七十四部落を算へ二百一十一ヶ所即ち面積二十町歩以上の模範田を設置し之に何村農會多收作模範田擔當者何某と一々氏名を記入したる標札を建て一般當業者の調査研究の資に供せり其の設置状況左の如し

▼ 阿武郡保証付多收作模範田

村名	擔當者氏名	村名	擔當者氏名
生雲村	磯川勘市	小川村	岡崎友穂
地福村	藏田作一	宇田郷村	寅竹大次
嘉年村	中野熊市	茶福村	金子俊介
福賀村	中原傳吉	椿東村	中野太八
彌富村	上卯八	明木村	原房熊

▼ 村農會多收作模範田

村名	部落名	擔當者氏名	村名	部落名	擔當者氏名
椿村	沖原	國守倉之進	生雲村	姥金山	山實右工門
全	宗村	貞一	矢柱	中野	四郎
全	森永仁三郎		西ヶ原	齋藤	仙輔
全	田村	米藏	野地	木村	常一
全	山田小五郎		大野	阿武	農實
全	藤田喜代松		山路	岩村島次郎	
全	藤田榮吉		山田	森弘	梅藏
全	有田榮三郎		店屋	羽野	種市
全	中村菊穂		的場	田中	福松
全	堀岩松		神島	内山音五郎	
全	原房熊		市	藏田	作一
全	阿部千太郎		追分	湯原作右工門	
全	竹田巳代吉		下小山	石子實之進	
全	野上好松		市井原	山本	政吉
全	有富惣一		曾根	宮崎	恒雄
全	美助		鷹ノ巢	山根喜代熊	
全	前田美明		杉原	内山	實熊
全	中村謙三		水戸	堀	虎太
全	中村爲藏		下半久	堀	熊治郎





色の紋があるのと後脚の腿節が發達して好く跳ねるので此名がある、菜菔白菜類の二つ葉當時より無數の小孔を穿つて大に其の發育を阻害す此蟲は一年數回の發生を營むので卵は淡黃情圓形で、稚菜菔の根に点々産み付けられ、孵化した幼蟲は身長一分六七厘淡黄色の蛆で細き根の表皮を喰ふから作物は爲に腐朽枯死することがあるので成蟲に劣らぬ被害がある。

右の外十字科に屬する蔬菜の害虫には近來菜菔の髓虫とて幼蟲が菜菔の眞心に喰ひ込むもの、菜の「あをむし」即ち「もんしろてう」の幼蟲「かぶらはら」の幼蟲「ながめ」など數へ来れば種々あれど、豫防驅除の方法に至つては大同小異である、左に先づ此が豫防方法の大要を述べ次に各種の驅除法に付て説明しようと思ふ。

▼豫防方法

驅除の効は豫防の驗に若かき世人兎角發生後の驅除に腐心するも發生前の豫防に留意するもの少きは誤れるの甚しきものである、一般に秋季蔬菜を收穫した残り株や屑葉には澤山の害虫が潜伏して翌年に越すものであるから必ず取り集めて焼却するやうにしなければならぬ、又さるはひしの如きは播種時期によりて被害に厚薄のあるものであるから栽培地の所々に白菜類を早播きしてこゝに

大部分の害虫を誘ひ寄せて捕るも有効である、或は成蟲が匍匐して侵入する恐れある畑の周圍に細砂を盛り置きて這ひ登るも忽ち砂と共に落ちて越ゆることの出来ないやうにするとか、割り竹を上に向けて埋り其中に油水を入れ置く等適宜遮断方法を運ずも妙であらう。

一、器械的驅除法

「あをむし」に對しては従來行はれて居るやうに成るべく成蟲の産卵前に於て尖つた箸の先きに粘土を着けて捕るがよい、世の多くの發生の多からぬ内は袖手傍觀して居て繁殖後俄かに周章て、直ちに何か藥劑はないかと騒ぎ出す傾があるのは滑稽である、尙蔬菜の大分成長して後大發生の時は此虫の落下性を利用して箕の類を布て拂ひ落し集めて捕るをよしとす、次に「さすじのみむし」に對しては木の板又はふりさ板に「たゝる」を塗り跳躍する虫を附着して捕るべく其他蚜虫は最少數のとき注意して拂ひ取るがよい。

二、藥劑的驅除法

除虫用粉煙草 大藏省專賣局の發賣に係り朝露のある時作物の頭から撒布すれば虫の一部は死し一部は逃げて行くのである、併し雨露にて洗ひ去らるれば更に逆襲することは免れぬから其都度撒布せねばならぬ、割合安價で

五百匁入貳拾五錢内外である。

除虫菊木灰 除虫菊粉一合約十八匁に對し木灰(又は石灰)七合五勺位の割合に混じ細目の篩を通して充分混和し一晝夜間蓋覆の器物に入れ密閉し置きたるものを前同様朝露のある内に手篩又は撒布器にて振り掛けるので一畝歩に對し本葉の四五枚の頃迄は約一升、六七枚の頃には二升、其後は三升以上を要すべし、効果は除虫用粉煙草に伯仲し一面又虫の繁殖を豫防するの効あるも、價格稍々不廉にて一升約四十七錢に値する。

除虫菊石鹼水 石鹼水に除虫菊粉を混合したるものにて多量に用ゆるの要ある場合には價格不廉の嫌あるも液劑として調製最も輕便なるもので、蔬菜頃は勿論平素花卉類の害虫を驅除するに適宜して居る。

調合量	除虫菊粉	一匁乃至三匁
石鹼	一匁乃至三匁	
水	一升	

調製法 石鹼を薄く削りて水に入れて煮沸し溶解せる後火より下し除虫菊粉を投じ能く攪拌して一晝夜間密閉し置き使用の際粗布にて濾し如露又は噴霧器にて撒注するのである、但し噴霧口が閉塞する恐るを限り濾過する必要はない。

注意、蚜虫には除虫菊粉、石鹼共一匁乃至二匁「さるはむし」又は「さすじのみむし」には二匁乃至三匁を要す。驅除用の石鹼は「しすた」の如き水に浮、上等の洗濯石鹼が宜しい。

除虫菊加用石油乳劑 石油乳劑に除虫菊を加味したもので効力が顯著な許りでなく稀釋倍數を増し得らるゝので作物の生理上一層安全であるが調製が稍々面倒なのが欠点である。

調合量	石鹼	一升
除虫菊粉	二十五匁乃至四十匁	
石油	五匁	

調製法 豫め石油空罐の上面を切、去り之に針金を以て捕り手を附けた器二個を準備し一方に水を入れて薄く削つた石鹼を投じ炭火にて煮沸溶解せしめ同時に他の一方に除虫菊を浸出した石油(石油中に除虫菊粉を投じ約四五日間密閉し時々振つて充分菊の成分を石油に浸出せし最後に粗布にて滓を絞り取る)を入れて同しく炭火にて加熱し長く指を浸け兼ねる程度(攝氏七十度位)になりたる時火より降して直ち二兩液を混和し豫め用意したる手ポンプ或は噴霧器を以て其の熱の冷めぬ間に出來得る丈劇しく混和攪拌すること約五分計りすると液は粘氣ある

黄色の乳状態となる、是れ即本劑の原液で出来がよければ十日間位貯蔵がさくので必要に應じ薄めて使用すべし之を釋くには初め四五倍の熱湯を用ゐる後所定の量に達する迄水を加へるので「さるはむし」「さすじのむし」には凡二十五倍、蚜蟲には凡五十倍にして用ゆるを適當す。注意 除蟲菊粉の量は一般に二十匁を用ゐる浸出時間も二晝夜間に足れるも「さるはむし」には殊に四十匁以上を用ふる必要がある、従つて浸出時間も長きを要するわけである。

簡易乳劑(一名岡田式) 右除蟲菊加用石油乳劑は調製に相當熟練を要するのでどうも一般に普及しない傾がある依て數年來種々苦心研究を重ねたる結果漸く本劑を發見したのである、本劑の特徴は左の如し。

- 一、調製方法頗る簡易で何人にも作り得ること
- 一、石油量が僅少なる故作物の生理上最も安全なること
- 一、石油乳劑の如く石油を熱する危険なきこと
- 一、攪拌にも殊更器械力を借る必要なきこと
- 一、其價額が低廉で除蟲菊石鹼水に比し約三分の一、除蟲菊加用石油乳劑に比し約二分の一以内で済むことである

調合量(石鹼 二十匁 石油 一合、除蟲菊粉 二十匁 水 一升)

調製法 豫め石油空罐の上面を切り去りそれに針金にて提げらるゝやう取手を着けたもの一個を用意し之に水を入れて薄く削つた石鹼を投じ、炭火にかけ充分煮沸し溶解した時豫め調合して置いた除蟲菊浸出石油(石油中に除蟲菊を投じて密閉し少くも一週間時々振盪し充分其の成分を石油に浸み出したものにて、試験の結果一ヶ月でも二ヶ月でも長時日浸出したるもの程効果が多い、尙使用の際は噴霧口を塞ぐ恐れれば一旦粗布にて濾し滓を去らねばならぬ)を移し込み右の手を提げて右に廻し又左に廻し激しく數十回旋轉するときは器中の液は自然相激して乳狀に混和するので之を原液とし水にて稀釋するので「さるはむし」や「さすじのみむし」には約二十倍乃至二十五倍、蚜蟲には約五十倍を適度とす。

試みに右三種の液材を以て一畝歩の蔬菜園の「さるはむし」を驅除するに本葉四五枚の頃迄は約一斗、六七枚の頃は約三斗を要するとして前後二回驅除に要する藥量を二斗と見做し之が費用を比較すれば左表の如し。

但 石鹼は一個(六十匁)二十五錢 石油一斗五圓 除蟲菊一ポンド(百二十匁)時價二圓として

て計算す

區別	原液一升	稀釋液一畝歩前	全上
除蟲菊石鹼水	六二一〇	六二二	四〇升 二、四八
除蟲菊加用石油乳劑	八一、五二五	三、三	四〇 一、三二
簡易乳劑	四六、七二五	一、七	四〇 六八

噴霧器

扱て右の藥劑が出来たら之を撒布するには噴霧器の必要がある、噴霧器が無くては折角の藥液も充分徹底するやうに灌ぐことが出来ぬのなら藥の大部分が無益に遺たることになる、噴霧器なしに病蟲害の驅除蟲がやうとするのは武器を持たずに戰爭を爲やうとするのと同様である、然るに噴霧器は稍々高價であるから單獨に購ふよりも適宜實行組合等で共有として求めるか或は町村農會で購入し場合に依つては相當償却費を徴し一般に貸すことゝすれば便利である斯く申せばとて噴霧器が無くては此等の液劑は全然無用であると誤解されては困る、御老人や御婦人の方で半ば誤樂の目的で掌大の畑を耕作さるゝ向は根氣よく葉の裏を返し刷毛や毛筆で塗られても勿論

差支はない。從來當場で使用したものの内成績優良と認められたものは左の如し。

- 牛田式噴霧器 東京市芝區白金三光町牛田清郎工場 代價 二十圓
- サクセス噴霧器(米國製) 横濱市中村町 横濱植木株式會社 全 十九圓
- 宿谷式噴霧器 東京市下谷區谷中真島町 宿谷商會 全 十三圓

右の牛田式は精巧、サクセス式は堅牢、宿谷式は輕便を以て特色とす 除蟲菊粉 次に注意すべきは藥劑の主要原料たる除蟲菊である、之は御存知の如く外國輸出品であるから常に價格の變動が激しい、歐洲戰爭當時一時非常に騰貴したが戦後舊に復し昨年の如き十ポンド六圓前後であつたが今日は二十圓を唱へて居る、此のものは又品質に非常に其の差があるから信用ある確實の所から購入せねばならぬ從來當場では左記の所から購入して居た。

株式会社帝國除蟲園 和歌山縣有田郡山田原 御前喜八郎

全 上 (山彦除蟲菊株式會社) 上山彦松

以上各種の噴霧器や除蟲菊は近頃佐波郡防府町宇共進町河内農園が夫々原産者と特約を結び一切同格で販賣をして居るから縣下の購入には至極便利である、併し除蟲菊の栽培法は頗る簡單で風土が適して居れば瘠薄の地でも何も無肥料でよく育つから將來自家用のものは果樹園や畑地の一部を利用して成るべく自ら作らるゝ様一般に御勧めしたいのである。

▼天然の驅除

最後に一言すべきは此の天然的驅除のことである、上述の如く蔬菜の害蟲は随分多いが是等害蟲には夫々敵蟲が居る、就中蚜虫の居る所には「てんとうむし」の幼虫及成虫、「ひらたあぶ」の幼虫が活動して居るのは御存知の通りで是等一匹に付一日中數百頭の蚜虫を捕食するのである、又同じ益虫の中にも直接に害蟲は喰はねど害蟲の躰に自分の卵を生み着ける爲めや蚜虫の寄生蜂斃すものもある、菜の「あをむし」の寄生蜂などは其一例である、其外當場では昨年蚜虫に寄生する微菌二種を發見し今尙之が利用に就て研究中である是等益虫、益菌は害蟲の繁殖を減殺する上に於て偉大の効果のあるものであるから成るべく愛護せねばならぬ。

□大正九年度拘椽酸製造状況

秋夏密柑の落果及摘果を利用して拘椽酸を製造することは數年前より萩地に於て開始せられ爾來年を追ふて隆盛に赴き最近に至りては大字御許町及土原村に大規模の工場を設立し之が製造をなすつゝあり而して其の原料は萩椿郷東分、椿、山田の各町村より提供し製品の仕向先は主として東京及大阪地方の製藥會社とす今大正九年に於ける状況を掲ぐれば左の如し

製造所	經營者	開 始 日	原料全上 買入数量	拘椽酸 製造額	拘椽酸 製造額	拘椽酸 製造額	拘椽酸 製造額
御許町	清水谷嚴	前年十一月二十日	二七〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	七月末
土原村	吉賀又一	同日十二月二十七日	三五四、〇〇〇	四五四、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	同

□夏期積糶賣、概况

本年度夏期積糶賣市場は八ヶ所に於て開催し出場總數は五百二十頭に於て今春期に比し五十頭を増加せり就中吉部村に於ては僅に五頭の出場にして買手絶無なりしが故に糶賣市場成立せず地福村に於ても豫定の半數なりしは

甚だ遺憾とする所なり出場牛及内外商人多數出場せしは山田、大井、宇田郷、田萬崎、福賀の各村にして遠きは大阪府堺市より其の他吉敷、美禰、大津の各郡及島根縣地方より買客ありしと雖も一般牛價下落の爲め商人側の買腰弱く賣方たる組合員も従來高價なりしため容易に手離し得ず爲に僅に百二十一頭を取引し得たり而して牛價上位の牛にて約三割、中位四割、下位のもの約半値の狀態なりしを以て春季に比し平均約四割方下落せり尙郡外の買客に對しては可成所要頭數は競落する様特に幹旋したるも結局大阪へ牝十六頭を吉敷へ牝九頭牝一頭美禰郡へ牝四頭牝八頭島根縣へ牝五頭牝六頭計四十五頭を郡外へ移出せり(參考資料参照)

◎兵 事

□大正九年度山口聯隊區徵兵事務概况

本年度の山口聯隊區徵兵検査は四月二十日より美禰郡徵兵署に開始し、大津、阿武、吉敷、佐波、都濃、能毛の各郡を以て六月二十一日を以て終了

せるが今回山口聯隊區司令部より其の間に於ける概況を通知せられたるに依り茲に轉載して參考に供す

一、大正九年の徵兵相當の壯丁は適齡六、一三六、名前年假決者二、一六六名合計八、三〇二名にして之を大正八年に比すれば當年適齡者に於て四一名前年假決者六四名増加せり其關係諸表左の如し

區 別	大 正 八 年		大 正 九 年		増(減)
	適齡者	前年假決者	適齡者	前年假決者	
熊毛郡	九四三	六四三	一、五六一	一、〇〇七	六四
都濃郡	九六五	三六一	二、六一一	一、〇五〇	八六
佐波郡	八四七	二五二	一、〇九八	八六〇	三三
吉敷郡	一、〇九一	三七〇	一、四二一	一、〇七四	二六
美禰郡	三七四	八五	四五九	四三二	六六
大津郡	五四四	一七	六六一	五七九	四二
阿武郡	一、二七一	三〇一	一、五九一	一、三四	一三
計	五、九九五	二、一〇八	六、三六六	三、三六	二〇五

徵區	分	大正八年		大正九年		人員 増(減)
		適齡	假決	適齡	假決	
熊毛郡	計	七六〇	五一	八三二	三九八	四八
都濃郡	計	九二二	六二	九七五	九八	一五
佐波郡	計	七六八	五〇	八八七	五〇	一七
吉敷郡	計	九四五	七九	一〇二四	一〇三	二四
美禰郡	計	三九六	二二	四一八	二二	一
大津郡	計	四九〇	三三	五三三	四三	六〇
阿武郡	計	一〇四	一七	一四一	三六	(四)
計	計	五、三六一	三二五	五、七六一	四七五	一六九

備考 本表中には臨時來檢者を含みます  
大正九年度に於ける徵兵検査時と一月壯丁人員報告

備考 本表中には臨時來檢者を含みます  
二、壯丁體格良否に付て  
本年の受檢壯丁の體格を前年に比較する時は現役兵補充兵に充當すへき第二乙種以上に於て三、三〇%の減少丙種以下に於て三、九〇%の増加せるは將來國家の爲め憂慮に堪へざる處なり

大正八九年度受檢壯丁體格等位比較表(百分比)

徵區	分	大正八年		大正九年		人員 増(減)
		適齡	假決	適齡	假決	
熊毛郡	計	一、〇一〇	六五二	一、〇〇七	六四二	(一三)
都濃郡	計	一、〇六四	三二四	一、〇五〇	三二七	(一)
佐波郡	計	八七三	二六九	八六〇	二七二	(一〇)
吉敷郡	計	一、〇二七	三七九	一、〇七四	三七五	(一七)
美禰郡	計	四三四	九九	四三三	九三	(八)
大津郡	計	五五六	一六	五七九	一三	(一〇)
阿武郡	計	一、一四七	三四七	一、一三四	三四一	(一六)
計	計	六、二〇〇	二、一八六	六、一六六	二、一六八	(八四)

備考 本表中には出寄留者の受檢見込人員を含み臨時來檢者を除く  
要員配賦上の基準となる受檢見込人員と検査時の人員を比較する時は次の如し

備考 本表中令第十二條志願者並内出寄留臨時來檢者を控除す

受檢壯丁學力程度と體格等位表

學力程度	體格等位	前年		本年	
		甲種	乙種	甲種	乙種
高等專門學校以上	甲種	一〇	一	一〇	一
高等專門學校以下	乙種	一七	一	一七	一
	丙種	一六	一	一六	一
中等專門學校以上	丁種	一〇	一	一〇	一
	戊種	一〇	一	一〇	一

徵區	分	大正八年		大正九年		人員 増(減)
		適齡	假決	適齡	假決	
熊毛郡	計	七六〇	五一	八三二	三九八	四八
都濃郡	計	九二二	六二	九七五	九八	一五
佐波郡	計	七六八	五〇	八八七	五〇	一七
吉敷郡	計	九四五	七九	一〇二四	一〇三	二四
美禰郡	計	三九六	二二	四一八	二二	一
大津郡	計	四九〇	三三	五三三	四三	六〇
阿武郡	計	一〇四	一七	一四一	三六	(四)
計	計	五、三六一	三二五	五、七六一	四七五	一六九

備考 本表中には臨時來檢者を含みます  
大正九年度に於ける徵兵検査時と一月壯丁人員報告

更に昨年と本年の受檢人員を比較する時は左表の如く本年は前年よりも適齡者に於て五五名前年假決者に於て一四名計一六九名増加せり其原因は他にあらんも前年假決者の増加は主として新法適用の結果學校の事故止者の受檢に依るものと認めらる

大正八、九年度受檢人員比較表

徵區	分	一月の報告		徵兵検査時		人員 増(減)
		適齡	假決	適齡	假決	
熊毛郡	計	一、〇一〇	六五二	一、〇〇七	六四二	(一三)
都濃郡	計	一、〇六四	三二四	一、〇五〇	三二七	(一)
佐波郡	計	八七三	二六九	八六〇	二七二	(一〇)
吉敷郡	計	一、〇二七	三七九	一、〇七四	三七五	(一七)
美禰郡	計	四三四	九九	四三三	九三	(八)
大津郡	計	五五六	一六	五七九	一三	(一〇)
阿武郡	計	一、一四七	三四七	一、一三四	三四一	(一六)
計	計	六、二〇〇	二、一八六	六、一六六	二、一六八	(八四)

備考 本表中には出寄留者の受檢見込人員を含み臨時來檢者を除く  
要員配賦上の基準となる受檢見込人員と検査時の人員を比較する時は次の如し

時に於ける人員増減比較は次の如し

備考 本表中には出寄留者の受檢見込人員を含み臨時來檢者を除く  
要員配賦上の基準となる受檢見込人員と検査時の人員を比較する時は次の如し

熊毛 前年	郡別		熊毛 前年	郡別	
	患者數	百分比		患者數	百分比
四二	五、五〇	一五	二〇一	二、〇〇	二〇一

トヲホーム並花柳病患者に就て  
トヲホーム患者は前年に比較する時は大津郡を除く  
外一般に其數の増加せるは寒心に堪へざる處なり然  
して本病の豫防は各郡共に相當の施設あり検査前豫  
め検査をなし該患者には治療券を渡し其結果として  
稍成績の見るべきものあるも本病に對する知識の注  
入と早期の検査及治療方法に就ては一段の努力を望  
む  
花柳病患者は昨年より、〇三〇を減少せるを喜ぶと  
同時に將來本病の撲滅を期せられ度し  
大正八、九年度トヲホーム及花柳病患者比較表

平均	阿武	大津	美禰	吉敷	佐波	都濃
本年	本年	本年	本年	本年	本年	本年
前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年
本年	本年	本年	本年	本年	本年	本年
前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年
本年	本年	本年	本年	本年	本年	本年
前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年

備考 トヲホーム患者數には疑似症を含有す

命令

大正九年	大正八年	大正七年	大正六年	年別		大正九年	大正八年	大正七年	大正六年
				寸三寸上	尺五寸上				
四、四〇	三、七二	三、三五	三、七三	寸三寸上	尺五寸上	二、八二	二、三二	二、〇九	一、八四
二、八二	二、三二	二、〇九	一、八四	寸二寸上	尺五寸上	一、七、四二	一、二、七	一、〇、六五	〇、九、三二
一、七、四二	一、二、七	一、〇、六五	〇、九、三二	寸一寸上	尺五寸上	一、〇、九六	〇、八、二四	〇、七、八四	〇、七、八四
一、〇、九六	〇、八、二四	〇、七、八四	〇、七、八四	以上	尺五寸上	七、八四	八、二四	八、二四	八、二四
七、八四	八、二四	八、二四	八、二四	以上	尺五寸上	〇、二七	一、〇、一	一、三、一	一、〇、五
〇、二七	一、〇、一	一、三、一	一、〇、五	以上	尺五寸上	〇、二七	一、〇、一	一、三、一	一、〇、五

大正六、七、八、九年度壯丁身長比較表

大正九年	大正八年	大正七年	大正六年	年別		大正九年	大正八年	大正七年	大正六年
				大正九年	大正八年				
二、〇	二、一	二、二	二、三	大正九年	大正八年	二、〇	二、一	二、二	二、三
二、一	二、二	二、三	二、四	大正九年	大正八年	二、一	二、二	二、三	二、四
二、二	二、三	二、四	二、五	大正九年	大正八年	二、二	二、三	二、四	二、五
二、三	二、四	二、五	二、六	大正九年	大正八年	二、三	二、四	二、五	二、六
二、四	二、五	二、六	二、七	大正九年	大正八年	二、四	二、五	二、六	二、七
二、五	二、六	二、七	二、八	大正九年	大正八年	二、五	二、六	二、七	二、八
二、六	二、七	二、八	二、九	大正九年	大正八年	二、六	二、七	二、八	二、九
二、七	二、八	二、九	三、〇	大正九年	大正八年	二、七	二、八	二、九	三、〇
二、八	二、九	三、〇	三、一	大正九年	大正八年	二、八	二、九	三、〇	三、一
二、九	三、〇	三、一	三、二	大正九年	大正八年	二、九	三、〇	三、一	三、二
三、〇	三、一	三、二	三、三	大正九年	大正八年	三、〇	三、一	三、二	三、三
三、一	三、二	三、三	三、四	大正九年	大正八年	三、一	三、二	三、三	三、四
三、二	三、三	三、四	三、五	大正九年	大正八年	三、二	三、三	三、四	三、五
三、三	三、四	三、五	三、六	大正九年	大正八年	三、三	三、四	三、五	三、六
三、四	三、五	三、六	三、七	大正九年	大正八年	三、四	三、五	三、六	三、七
三、五	三、六	三、七	三、八	大正九年	大正八年	三、五	三、六	三、七	三、八
三、六	三、七	三、八	三、九	大正九年	大正八年	三、六	三、七	三、八	三、九
三、七	三、八	三、九	四、〇	大正九年	大正八年	三、七	三、八	三、九	四、〇
三、八	三、九	四、〇	四、一	大正九年	大正八年	三、八	三、九	四、〇	四、一
三、九	四、〇	四、一	四、二	大正九年	大正八年	三、九	四、〇	四、一	四、二
四、〇	四、一	四、二	四、三	大正九年	大正八年	四、〇	四、一	四、二	四、三
四、一	四、二	四、三	四、四	大正九年	大正八年	四、一	四、二	四、三	四、四
四、二	四、三	四、四	四、五	大正九年	大正八年	四、二	四、三	四、四	四、五
四、三	四、四	四、五	四、六	大正九年	大正八年	四、三	四、四	四、五	四、六
四、四	四、五	四、六	四、七	大正九年	大正八年	四、四	四、五	四、六	四、七
四、五	四、六	四、七	四、八	大正九年	大正八年	四、五	四、六	四、七	四、八
四、六	四、七	四、八	四、九	大正九年	大正八年	四、六	四、七	四、八	四、九
四、七	四、八	四、九	五、〇	大正九年	大正八年	四、七	四、八	四、九	五、〇
四、八	四、九	五、〇	五、一	大正九年	大正八年	四、八	四、九	五、〇	五、一
四、九	五、〇	五、一	五、二	大正九年	大正八年	四、九	五、〇	五、一	五、二
五、〇	五、一	五、二	五、三	大正九年	大正八年	五、〇	五、一	五、二	五、三
五、一	五、二	五、三	五、四	大正九年	大正八年	五、一	五、二	五、三	五、四
五、二	五、三	五、四	五、五	大正九年	大正八年	五、二	五、三	五、四	五、五
五、三	五、四	五、五	五、六	大正九年	大正八年	五、三	五、四	五、五	五、六
五、四	五、五	五、六	五、七	大正九年	大正八年	五、四	五、五	五、六	五、七
五、五	五、六	五、七	五、八	大正九年	大正八年	五、五	五、六	五、七	五、八
五、六	五、七	五、八	五、九	大正九年	大正八年	五、六	五、七	五、八	五、九
五、七	五、八	五、九	六、〇	大正九年	大正八年	五、七	五、八	五、九	六、〇
五、八	五、九	六、〇	六、一	大正九年	大正八年	五、八	五、九	六、〇	六、一
五、九	六、〇	六、一	六、二	大正九年	大正八年	五、九	六、〇	六、一	六、二
六、〇	六、一	六、二	六、三	大正九年	大正八年	六、〇	六、一	六、二	六、三
六、一	六、二	六、三	六、四	大正九年	大正八年	六、一	六、二	六、三	六、四
六、二	六、三	六、四	六、五	大正九年	大正八年	六、二	六、三	六、四	六、五
六、三	六、四	六、五	六、六	大正九年	大正八年	六、三	六、四	六、五	六、六
六、四	六、五	六、六	六、七	大正九年	大正八年	六、四	六、五	六、六	六、七
六、五	六、六	六、七	六、八	大正九年	大正八年	六、五	六、六	六、七	六、八
六、六	六、七	六、八	六、九	大正九年	大正八年	六、六	六、七	六、八	六、九
六、七	六、八	六、九	七、〇	大正九年	大正八年	六、七	六、八	六、九	七、〇
六、八	六、九	七、〇	七、一	大正九年	大正八年	六、八	六、九	七、〇	七、一
六、九	七、〇	七、一	七、二	大正九年	大正八年	六、九	七、〇	七、一	七、二
七、〇	七、一	七、二	七、三	大正九年	大正八年	七、〇	七、一	七、二	七、三
七、一	七、二	七、三	七、四	大正九年	大正八年	七、一	七、二	七、三	七、四
七、二	七、三	七、四	七、五	大正九年	大正八年	七、二	七、三	七、四	七、五
七、三	七、四	七、五	七、六	大正九年	大正八年	七、三	七、四	七、五	七、六
七、四	七、五	七、六	七、七	大正九年	大正八年	七、四	七、五	七、六	七、七
七、五	七、六	七、七	七、八	大正九年	大正八年	七、五	七、六	七、七	七、八
七、六	七、七	七、八	七、九	大正九年	大正八年	七、六	七、七	七、八	七、九
七、七	七、八	七、九	八、〇	大正九年	大正八年	七、七	七、八	七、九	八、〇
七、八	七、九	八、〇	八、一	大正九年	大正八年	七、八	七、九	八、〇	八、一
七、九	八、〇	八、一	八、二	大正九年	大正八年	七、九	八、〇	八、一	八、二
八、〇	八、一	八、二	八、三	大正九年	大正八年	八、〇	八、一	八、二	八、三
八、一	八、二	八、三	八、四	大正九年	大正八年	八、一	八、二	八、三	八、四
八、二	八、三	八、四	八、五	大正九年	大正八年	八、二	八、三	八、四	八、五
八、三	八、四	八、五	八、六	大正九年	大正八年	八、三	八、四	八、五	八、六
八、四	八、五	八、六	八、七	大正九年	大正八年	八、四	八、五	八、六	八、七
八、五	八、六	八、七	八、八	大正九年	大正八年	八、五	八、六	八、七	八、八
八、六	八、七	八、八	八、九	大正九年	大正八年	八、六	八、七	八、八	八、九
八、七	八、八	八、九	九、〇	大正九年	大正八年	八、七	八、八	八、九	九、〇
八、八	八、九	九、〇	九、一	大正九年	大正八年	八、八	八、九	九、〇	九、一
八、九	九、〇	九、一	九、二	大正九年	大正八年	八、九	九、〇	九、一	九、二
九、〇	九、一	九、二	九、三	大正九年	大正八年	九、〇	九、一	九、二	九、三
九、一	九、二	九、三	九、四	大正九年	大正八年	九、一	九、二	九、三	九、四
九、二	九、三	九、四	九、五	大正九年	大正八年	九、二	九、三	九、四	九、五
九、三	九、四	九、五	九、六	大正九年	大正八年	九、三	九、四	九、五	九、六
九、四	九、五	九、六	九、七	大正九年	大正八年	九、四	九、五	九、六	九、七
九、五	九、六	九、七	九、八	大正九年	大正八年	九、五	九、六	九、七	九、八
九、六	九、七	九、八	九、九	大正九年	大正八年	九、六	九、七	九、八	九、九
九、七	九、八	九、九	十、〇	大正九年	大正八年	九、七	九、八	九、九	十、〇

大正八、九年度身長体重比較表

任山口縣阿武郡視學  
給四級俸(六月二十一日)

植野 幾太郎

學務係長を命す(六月二十八日)

厚 東 晴 二

任山口縣阿武郡書記

月俸拾七圓給與(七月三十一日)

(各通)

阿武郡水産技手

山 口 熊 男

任山口縣阿武郡技手

月俸壹圓給與(七月二十二日)

(各通)

阿武郡農業技手

宗 重 什 一

同 阿武郡書記

池 齋 藤 民 治

町村吏員異動

大正九年七月十日就職六島村長山縣 作藏 再任

萩高等女學校教員異動

萩高等女學校教諭心得を命す

中津江 延彦

月俸四拾圓給與(七月九日)

萩高等女學校教諭

藤 野 カ子

願に依り本職を免す

公立高等女學校校長

齋 藤 彦 一

七級俸下賜(七月十四日)

公立高等女學校教諭

中 野 貞 介

九級俸下賜(七月十四日)

萩商業學校教員異動

島 龜 萬 彦

萩商業學校教諭心得を命す

月俸五拾圓給與(六月二十五日)

小學校教員異動

新任ノ部		新任月日	校名	俸給	職名	氏名
六月五日	德 佐	五、下	准訓導	池上トヨコ		
六月二十四日	高 七、上	全		荒木タケコ		
六月二十六日	地 福 五、下	全		中村花子		
全	福 川 四、下	全		中村周郎		

參 考 資 料

學 校 名	男	女	計	本 順	月 前	位
長野高	九九、四三	九九、七一	九九、五二		一	一
立木野	九九、〇五	九九、〇九	九九、〇七		二	二
明田	九八、二二	九八、九六	九八、五八		三	三
字田	九八、四三	九八、三六	九八、三九		四	四
高瀬	九八、二六	九八、四七	九八、三六		五	五
椿西	九八、一〇	九八、四九	九八、三〇		六	六
佐並	九八、〇二	九八、三七	九八、二一		七	七
越ヶ	九七、六五	九八、四八	九八、〇七		八	八
多呂	九七、八〇	九七、六〇	九七、七〇		九	九
野山	九七、二一	九七、九六	九七、五五		〇	〇
龜年	九七、二六	九五、六六	九七、四四		一	一
嘉間	九八、一五	九五、五四	九六、八五		二	二
木上	九六、九四	九五、五三	九六、七五		三	三
三見	九七、〇七	九六、三二	九六、七二		四	四
明倫	九六、七六	九六、六九	九六、七一		五	五
篠目	九六、五五	九六、六五	九六、六〇		六	六
鈴野	九七、二九	九五、八四	九六、五八		七	七
川目	九六、二五	九六、七八	九六、五〇		八	八

一、町村立小學校尋常科兒童出席歩合表

六月分

目次

一 町村立小學校尋常科兒童出席歩合表(六月分)……一

二 高等科兒童出席歩合表(同)……三

三 大正八年度町村納稅狀況表……五

四 大正九年夏季積糶賣概況表……一一

德紫生宇彌多椿明明佐嘉	學校名	二、町村立小學校高等科兒童出席步合表	前月郡平均	本月郡平均	吉生高彌
佐福雲鄉富磨東倫木並年	男		九六、二四	九五、六六	部雲俣富
	女		九七、二五	九四、四二	
	計		九五、二八	九四、九四	
	本順				
	月				
	前				
	位				
	月				

前月郡平均	本月郡平均	吉生高彌
九六、二四	九五、六六	部雲俣富
九七、二五	九四、四二	
九五、二八	九四、九四	

藏地上相德篠紫育椿小持半白福奈大大福見下	學校名	計	前月郡平均	本月郡平均	吉生高彌
喜福川島佐生福英東川坂田水田古島井川島川	男		九〇、二九	九二、〇二	部雲俣富
	女		九〇、五二	八八、〇〇	
	計		九〇、三九	九一、一四	
	本順				
	月				
	前				
	位				
	月				

前月郡平均	本月郡平均	吉生高彌
九〇、二九	九二、〇二	部雲俣富
九〇、五二	八八、〇〇	
九〇、三九	九一、一四	





侯高	年嘉	佐德	福地	雲生
全	全	全	全	國稅法ニ 縣稅定全 村稅納シ 計期
全	全	全	全	計期
五、五〇九・八一〇 五、六一四・六〇〇 一、七三六・二二〇 二、三八〇・六三〇	五、一六一・一六〇 五、二八六・六三〇 九、九二〇・九三〇 二〇、三三三・七二〇	一四、七五一・六四〇 一三、九九三・五四〇 二二、八九二・八七〇 五、六三九・〇五〇	七、四七五・六三〇 六、九九五・六一〇 九、七〇九・五四〇 二四、一八〇・七八〇	八、一九九・八六〇 九、一九七・四五〇 一五、〇四三・一七〇 三、四四〇・四八〇
六、〇〇二	一、〇七一 一、八一五 一、八一五	四、三〇一 四、六二五 四、六二五	二、二四〇 二、一一九 二、一三六 六、四九五	二、八三五 三、三六〇 三、三六〇 九、五五五
	一〇、七四〇 三、九四〇 一四、六八〇	一三、二九〇 三、八一〇 四、五二〇	完納	二、四一〇 三、七五〇 六、一六〇
	二 一 一	三 一 一		四 二 二
	七 四 二〇	九 一 九		二 二 二
	四 六 五	三 三 三		四 五 五
		一〇 一〇 一〇		四 二 二
	一 一 一	六 六 六		
	一 一 一	一 一 一		四 二 二

生篠	上川	並々佐	木明	見三
全	全	全	全	國稅法ニ 縣稅定全 村稅納シ 計期
全	全	全	全	計期
一八、六五〇・四二〇 四、一六二・九〇〇 四、八七七・一〇〇 九、六一〇・四二〇	七、五四三・三〇〇 六、三六二・二〇〇 二〇、三七三・四二〇 五、四、二二・九四〇	五、一四七・〇五〇 五、一四七・〇九〇 一、九三五・〇五〇 三、二二九・一九〇	二四、四六四・九二〇 一、〇〇六・二二〇 五、二六二・二四〇 七、二二二・四五〇	四、三九二・六六〇 五、三七七・一七〇 九、五二五・五七〇 一九、一六二・〇〇〇
六、一六六	二、二六一 一、九五二 一、九五三	一、一三五 一、八三〇 四、七九五	一、九七六 一、九七八 四、八二〇	四、二二二 四、〇九二 四、〇九〇 二、四一四
二六一・五五〇	三、九三〇 二、四六三 二、三三九	三九、九二〇 五、四〇〇 七九、九二〇	八六六	
八六	一 二 一	一 三 五		
一五一	五 三 九	五 三 九		
一三九	一 三 三	二 三 九		
一〇	一 一 九	四 三 一		
一九	一 三 六	一 一 一		
三〇	二 四 五	二 九 三		
五九	一 七 一	一 三 五		

ABUGUNPO

川 小	富 彌	佐 須	賀 福	鄉 田 宇
全	全	全	全	計 村 縣 國 稅 納 稅 稅 期 シ 定 法 シ 全 ニ
三六、八五〇・二〇〇〇 〇、六四九	二一、八三八・三四〇〇 六、三五〇	二九、三五七・〇一〇 九、一〇九	二二、七八〇・〇七〇 六、六九九	一四、七三三・二一〇〇 四、九一七
三、七九三・一八〇 九、六四一・五二〇 二、三九九・五二〇 三、七三九・五二〇 〇、六四九	四、五〇〇・五五〇〇 五、四三六・四六〇 一一、九〇一・三三〇 二一、八三八・三四〇〇 六、三五〇	七、五四九・二九〇 六、七九九・九八〇 一五、〇〇七・七四〇 二九、三五七・〇一〇 九、一〇九	五、五六〇・八二〇 六、二七〇・五九〇 一一、九四八・六六〇 二二、七八〇・〇七〇 六、六九九	三、三三四・一四〇 三、七三三・八一〇 七、七七四・二六〇 一四、七三三・二一〇〇 四、九一七
三、七五五 三、七三七 三、七三七 〇、六四九	二、〇五七 二、一四八 二、一四五 六、三五〇	三、〇八八 三、一〇〇 三、一〇一 九、一〇九	一、四五六 二、六三四 二、六一六 六、六九九	一、六八二 一、六一五 一、六一〇 四、九一七
三、七五五 三、七三七 三、七三七 〇、六四九	一、〇四一〇 二、一四五 二、一四五 〇〇〇	三、〇八八 三、一〇〇 三、一〇一 九、一〇九	二、一五〇〇 三、三六七〇 一八、七九〇 六三、九六〇	一、五〇〇 一、五〇〇 一、五〇〇 〇〇〇
二四 一五 九	六 五 一	六 五 一	二七 一六 五三 二二	一 一 一
八 〇 一	二 一 一	二 一 一	二 一 一	一 一 一
三 〇 四	九 三 四	九 三 四	六五 六五 六四 一四	二 一 六
三 八 四	一 一 一	一 一 一	二 二 二	一 一 一
一 一 一	二 二 一	二 二 一	四 四 三 一	一 一 一 一
一 一 一	三 二 一	三 二 一	二 二 七 一	一 一 一 一
一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一 一
二 四 一 五 九	六 五 一	六 五 一	一 七 一 七 二	一 一 一

ABUGUNPO

古 奈	井 大	福 紫	川 福	部 吉
全	全	全	全	計 村 縣 國 稅 納 稅 稅 期 シ 定 法 シ 全 ニ
三五、六五八・八〇〇〇 五、一四四	二五、〇三七・九二〇 一四、三三四	二九、六六五・三三〇 五、三三二	三六、八四七・三三〇 八、一〇九	二六、六五六・〇六〇 六、四八七
八、〇八八・四四〇 七、三三二・八二〇 二〇、三三七・五四〇 三五、六五八・八〇〇〇 五、一四四	五、四九九・九九〇 六、〇〇九・九二〇 一三、五二八・〇一〇 二五、〇三七・九二〇 一四、三三四	八、〇一五・四三〇 七、三六三・九六〇 一四、二八五・九三〇 二九、六六五・三三〇 五、三三二	一一、六六二・〇四〇 九、六三三・二二〇 一五、五三二・九七〇 三六、八四七・三三〇 八、一〇九	七、六八九・五二〇 六、〇八一・八三〇 一一、八六六・七三〇 二六、六五六・〇六〇 六、四八七
九七〇 二、〇六四 二、〇八〇 五、一四四	三、五一六 五、〇六一 五、七四六 一四、三三四	一、二一八 二、〇三三 二、〇六一 五、三三二	一、五一五 三、三七二 三、三三二 八、一〇九	二、三三一 二、〇七八 二、〇七八 六、四八七
一、五三〇 三、九〇〇 五、四三〇	二、五八〇 七、五三〇 一〇、一一〇	二、五八〇 七、五三〇 一〇、一一〇	一、〇 五、二二〇 五、五〇〇 一〇、七二〇	一、〇 七、七二〇 七、七二〇
五 三 二	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一
二 二 二	三 五 三	三 五 三	三 四 五	三 六 一
一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一
三 二 一	六 六 三	六 六 三	一 一 一	三 三 一
一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一
二 一 一	六 六 六	六 六 六	一 一 一	一 一 一
一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一
五 三 二	七 七 七	七 七 七	三 三 一	三 三 一



總計	地福村			嘉年村			吉部村			福賀村		
	計	牡	牝	計	牡	牝	計	牡	牝	計	牡	牝
一三 五六 六五	二	一	一							二	四	八
六、四二、五	一、一〇、〇	四、〇七二、五	七五、〇							五八六、五	一、二九、五	四、五七、〇
九八、〇	七五、〇	九八、〇	〇							九一、〇	四一、五	九一、〇
一五、〇	〇	〇	〇							〇	五三七、〇	〇
五〇、七	〇	〇	〇							〇	三三、〇	〇
三九九	二五	一九五	一三	四六	二三	二三	五	三	二	七二	四五	二七
一五、九八二、〇	一、二三四、五	九、五三六、五	六四八、〇	二、三六八、五	八五三、五	一、五一五、〇	二五五、〇	一五五、〇	一〇〇、〇	二、五三三、〇	一、四七〇、五	一、〇六一、五
二六、〇	九五、〇	一、一六、〇	七五、〇	二六、〇	七三〇、〇	一一六、〇	六五、〇	六五、〇	六〇、〇	七五、〇	七五、〇	七五、〇
五、〇四〇、四	五、〇三一、五	八、〇四八、九	〇四八、八	〇二二、〇	〇二二、〇	〇二二、〇	〇四〇、〇	〇四〇、〇	〇四〇、〇	五、〇三一、五	五、〇三一、五	八、〇三五、三
五二〇	二七	二六〇	一四	四六	二三	二三	五	三	二	八三	四九	三四
二三、一四、五	一、三五四、五	一三、六〇九、〇	七三三、〇	二、三六八、五	八五三、五	一、五一五、〇	二五五、〇	一五五、〇	一〇〇、〇	三、〇七四、五	一、六〇〇、五	一、四七四、五
二六、〇	九五、〇	一、一六、〇	七五、〇	一、一六、〇	七三〇、〇	一一六、〇	六五、〇	六五、〇	六〇、〇	九一、〇	七五、〇	九一、〇
五、〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五、〇	五、〇	八、〇
四二、四	五〇、一	四八、五	五、一	五、一	三七、一	六五、〇	五、一	五、一	五、〇	三三、〇	四〇、〇	四三、三

阿武郡報第四十七號

大正九年七月廿五日

◎大正六年十二月十九日第三種郵便物認可

◎每月一回二十五日發行

一部(代價金拾錢)